ジェトロ「米国ビザ動向の徹底解説ウェビナー(2021 年 10 月 21 日開催)」 アップデート情報

11月8日から実施される入国にあたっての COVID-19 ワクチン義務化に関し、新たな情報が明らかになりましたので、ご案内させていただきます。

バイデン大統領は、10月25日に大統領令、Advance the Safe Resumption of Global Travel During the COVID-19 Pandemicを公表しました。これにより、11月8日より全世界から米国へ入国する外国人非永住渡航者に対し、ワクチン接種が義務づけられます。米国へ空路で渡航する外国人は、搭乗手続き前にワクチン接種を完了した証明が求められます。同時に、イギリスやシェンゲン圏等の33ヵ国の入国禁止措置が解除となります。

主には、以下が明らかになりました。

<対象者>

• 外国人非永住渡航者

免除される渡航者は以下のとおりです:

- 18歳未満の子供
- 外交、及び外国政府の要請で渡米する渡航者
- 医学的禁忌の証明を有する渡航者
- COVID-19 ワクチン接種の治験に参加している限られた渡航者
- 緊急または人道的な例外規定に当てはまる渡航者
- 米国政府に国益となると判断された渡航者
- COVID-19 ワクチン接種が困難な国からの渡航者(B ビザ保持者を除く)
- 米軍及び帯同家族、クルービザ保持者(C-1 及び D ビザ)
- 米国市民・米国永住者 (グリーンカード保持者)

注意点:

- 上記の免除される渡航者で、ワクチン未接種者は、出発より<u>24時間以内</u>の陰性証明が必要になります。ただし、2歳から17歳までの子供に限り、ワクチン接種済の大人と渡航する場合であれば、出発より<u>72時間以内</u>の陰性証明が認められます。(2歳未満は免除)
- 上記の免除される渡航者で、ワクチン未接種者は、以下の要件に従わなければならない 可能性があります:
 - o 到着後、3-5日以内にウイルス検査を受ける
 - o 到着後、7日間の自己隔離をする、及び
 - o 到着後のウイルス検査が陽性だった場合、または体調不良がある場合、自己隔離 する
- 上記の免除される渡航者で、ワクチン未接種者は、米国での滞在予定日数が60日を超える場合は、米国滞在中にワクチン接種を受けることを証言しなければならない可能性があります。

米国市民・米国永住者 (グリーンカード保持者) は今回の大統領令からは対象外ですが、ワクチン未接種の場合、出発より 2 4 時間以内の陰性証明が必要になります。

<その他>

- ワクチン接種日より**14日経過した時点**でワクチン接種が完了されたとみなされます。
- ワクチンの種類は、FDA(米食品医薬品局)及びWHO(世界保健機関)が承認した ものが対象となります。
- ワクチン証明書は、各国で正式に発効されたワクチン証明書が求められ、氏名、生年月日、ワクチンの種類、そしてワクチン接種日が記載されている必要があります。
- ワクチン証明に加えて、従来通り、渡航前72時間以内に受けたCOVID-19検査の陰性証明も必要です。

詳細については、以下をご参照ください:

<国務省 FAQ>

https://travel.state.gov/content/travel/en/international-travel/emergencies/covid-19-faqs-for-travel-to-the-us-information.html

<White House Fact Sheet>

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/25/fact-sheet-biden-administration-releases-additional-detail-for-implementing-a-safer-more-stringent-international-air-travel-system/

<CDC Resource>

https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html

【ご提供する情報、資料に関しまして】

ジェトロ、講師がご提供する情報・資料はできる限り正確にお届けするよう努力はしておりますが、その正確性を保証するものではございません。

また、ウェビナー主催者として特定の対応方針のみを推奨する意図はございませんので、提供した情報の採否は皆様におかれてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。また、万一不利益が生じた場合でも、ジェトロおよび講師が責任を負うものではないことをあらかじめご了承のほどお願い申し上げます。